

お知らせ

令和8年8月 27 日からの大雨に伴う災害等で

被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。

なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。

また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域(内閣府発表)】(令和8年8月30日現在)の内

共済会加入契約市町村

【富山県】

高岡市（たかおかし）、氷見市（ひみし）、小矢部市（おやべし）、射水市（いみずし）

【石川県】

羽咋市（はくいし）、羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち）、羽咋郡宝達志水町（はくいぐんほうだつしみずちょう）、鹿島郡中能登町（かしまぐんなかのとまち）

【福井県】

福井市（ふくいし）、大野市（おおのし）、勝山市（かつやまし）、あわら市（あわらし）、坂井市（さかいし）、吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう）

○被害状況：令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、富山県は4市に、石川県は4市町に、福井県は6市町に災害救助法の適用を決定した。

※今後、災害救助法の適用地域が拡大された場合には、同様の取扱いといたします。
適用地域の詳細につきましては内閣府のホームページをご確認ください。

内閣府 HP「災害救助法の適用状況」

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyous.html